

## 別記様式第40号 (第77条関係)

その1	※受理年月日		※許可年月日	
	※受理番号		※許可番号	
許 可 申 請 書				
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第5条第1項の規定により許可を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">公安委員会殿</p> <p style="text-align: center;">申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>				
(ふりがな) 氏名又は名称	-----			
住 所	〒 ( ) ( ) 局 番			
(ふりがな) 営業所の名称	-----			
営業所の所在地	〒 ( ) ( ) 局 番			
(ふりがな) 管理者の氏名	-----			
管理者の住所	〒 ( ) ( ) 局 番			
(ふりがな) 法人にあつては、 その役員の名	法人にあつては、その役員の名			
代表者	-----			
-----	-----			
-----	-----			
滅失により廃止した 特定遊興飲食店営業	廃止の事由		廃止年月日	許可番号
			年 月 日	
現に特定遊興飲食店営業 許可等を受けて営む 特定遊興飲食店営業	許可年月日	年 月 日	許可番号	
	営業所の名称 及び所在地			

その2					
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造				
	建物内の営業所の位置				
	客室数	室	営業所の床面積	m <sup>2</sup>	
	客室の総床面積	m <sup>2</sup>	各客室の床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	照明設備				
	音響設備				
	防音設備				
その他					
※ 兼業					
※ 同時申請の有無	① 有	② 無	※ 受理警察署長		
※ 条件	年月日				
	年月日				
	年月日				

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「滅失により廃止した特定遊興飲食店営業」欄は、法第31条の23において準用する法第4条第3項の事由により消滅したために廃止した特定遊興飲食店営業に係る事項を記載すること。
- 4 「現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営む特定遊興飲食店営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営んでいる特定遊興飲食店営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
- 5 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平家建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
- 6 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 7 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 8 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
- 9 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 10 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
- 11 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 12 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第41号 (第77条関係)

営 業 の 方 法 (特定遊興飲食店営業)	
営 業 所 の 名 称 営 業 所 の 所 在 地	
営 業 時 間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
18歳未満の者を 従業者として使用 すること	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容 (具体的に)
18歳未満の者を 客として立ち入らせ ること	①する ②しない
	①の場合：午後10時以後翌日の午前0時前の時間において保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法及び午前0時から午前6時までの時間において18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法
18歳未満の者の 立入禁止の表示方法	
飲 食 物 の 提 供	提供する飲食物 (酒類を除く。) の種類及び提供の方法
	提供する酒類の種類及び提供の方法
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
遊 興 の 内 容	
当該営業所において 他 の 営 業 を 兼 業 すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

## 備考

- 1 「提供する飲食物（酒類を除く。）の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 3 「20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、20歳未満の者に酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 4 「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。